

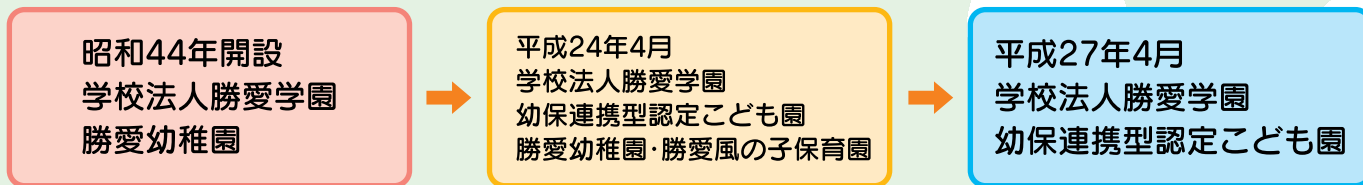


# ねずみっ子 だより

No. 12

## 子ども子育て支援新制度

平成27年4月1日から、国の子ども子育て支援新制度が始まりました。待機児童問題はたびたび耳にしますが、新制度がどういうものか、まだまだ周知されていないのが実情です。今回のねずみっ子では、当園が、幼稚園から幼保連携型認定こども園、新幼保連携型認定こども園として変化してきた過程や、施設の特徴をお知らせしたいと思います。



平成24年に文部科学省管轄の幼稚園と、厚生労働省管轄の保育園が別々に存在し、幼保連携型認定こども園を構成していましたが、平成27年4月から新幼保連携型認定こども園となり、0歳から就学までの子供の教育と保育を一体的に行う、単一の施設になりました。認定こども園は、下記の4つの類型があります。

## 認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
  - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
  - ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
  - 消費税を含む安定的な財源を確保

### 〔類型〕

### 平成18年～26年まで《1日制度》

### 平成27年4月から《改正後》

#### 幼保連携型(486件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園  
(学校)

保育所  
(児童福祉施設)

- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

#### 幼保連携型認定こども園 (学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

#### 幼稚園型(273件)

※設置主体は国、自治体、社会福祉法人のみ

幼稚園(学校)

保育所機能

幼稚園機能

保育所  
(児童福祉施設)

幼稚園機能+保育所機能

#### 保育所型(122件)

※設置主体制限なし

#### 地方裁量型(30件)

※設置主体制限なし

◎施設体系は現行通り

◎財政措置は「施設型給付」で一本化

# 認定こども園や施設給付に移行した園への入園

住民票のある市町村に申請をして、認定証を貰います。



旧幼稚園籍 → 1号認定(満3歳以上)

旧保育園籍 → 2号認定(満3歳以上) 3号認定 → (0~2歳)

うちの子2号、3号に認定されているのに、どうして1号や一時預かりになっているの？

2号3号は保育の必要度の高い順に選考され、園の定員に空きがない場合は待機となり、希望する認定での入園や、園内での途中変更ができなくなることがあります。また1号児の定員がいっぱいの時も、同様に待機になることがあります。

保育料は誰が決めるの？

どの認定区分でも、各家庭の所得や家族構成等により、住民票のある市町村が保育料を決定します。

認定こども園の教育保育の質、施設設備等の、維持向上のため特定負担額の徴収があります。保護者の同意が必要ですので、同意がない場合は、その園に入園できません。

職員の資格は？

幼保連携型認定こども園の保育担当職員は、幼稚園教諭と保育士両方の免許を持った、保育教諭です。



一口に認定こども園といっても、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型別に、各園のカラーに違いがあります。当園のように、設置主体が学校法人で、私立幼稚園から移行した認定こども園は、独自の建学の精神に基づく、特色のある教育保育活動を展開しています。

